

大規模災害からの復興に関する法律施行令の概要

1 復興計画の作成及び特別の措置関係

- (1) 復興整備事業として行う土地改良事業について、通常申請に基づいて行う事業と同等の実施要件を定めるとともに、国庫補助の対象とする。
(第2条)
- (2) 国土交通省が行う地籍調査に要する経費で、地方公共団体がその一部を負担する経費は、一筆地調査等の作業に要する経費で国土交通大臣が定める基準によって算定したものとする。(第3条)
- (3) 届出対象区域で届出を要する行為は、建築物その他の工作物の移転等とするほか、所要の規定を整備する。(第4条)
- (4) 復興計画のための土地の立入り等によって損失を受けた者が収用委員会に採決を申請しようとする場合の手続を定めるものとする。(第5条)

2 都市計画の特例関係

- (1) 一団地の復興拠点市街地形成施設として都市計画に定める特定公共施設は、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とする。(第1条)
- (2) 都市計画の決定等を国等が代行する場合の都市計画法の技術的読替えを定める。(第7条～第9条)

3 災害復旧事業等に係る工事の国等による代行関係 (第10条～第38条)

災害復旧事業等に係る工事の国等による代行について、

- ① 工事実施の際の手続
- ② 国又は都道府県が被災地方公共団体等に代わって行う権限
- ③ 工事に要する費用の負担
- ④ 主務大臣の権限の地方支分部局長への委任

を定める。

4 職員の派遣関係 (第39条～第43条)

復興計画の作成等のための職員の派遣について、派遣の要請及びあっせんの要求手続、派遣職員の身分及び給与等について定める。